

ID: 209

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	火入れの許可		
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第21条第1項及び第2項の規定による。 (火入れ)</p> <p>第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廢地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 造林のための地ごしらえ</p> <p>(2) 開墾準備</p> <p>(3) 害虫駆除</p> <p>(4) 焼畑</p> <p>(5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日